

各位

意外と知らない“警備員”について

セントラル警備保障では、報道関係の皆様へ現代の警備会社の実態を知っていただくため、定期的にニュースレターを発行し、情報提供しています。

社会を取り巻く犯罪環境が複雑化している中、身近ないろいろな場所で警備員が安全を守っています。今回は、最近身近になったけれども意外と知られていない警備員についてご紹介します。

3つの警備業務

セントラル警備保障の事業の中心にもなる警備業務は、大きく以下の3つに分けられています。

これら各業務に必要な公的資格(警備業務検定、自衛消防技術認定、防災センター要員、上級救命講習等)を全社を挙げて取得推進しています。

常駐警備(施設警備)

ビルや工場、ショッピングセンターといった大規模施設等に警備員を常駐させ警備をするのが「常駐警備」(施設警備)です。業務内容は、巡回、出入管理、立哨(一定の場所に立ち警戒・監視する)、受付業務、防災センターでの監視業務などを行い、各種事故の未然防止や緊急時の対応などを行なっています。



< 常駐警備 >

機械警備

「機械警備」はオフィスビルや個人宅、金融機関や店舗など様々な場所において、用途に応じたセンサーやカメラ、設備監視システム等を使い、それらの状況を指令センターで確認。異常発生時には警備員が現場へ駆けつけ対処します。戸建住宅・マンションなどのホームセキュリティも機械警備の一つとなります。



< 機械警備 >

運輸警備

特殊車両で現金や貴重品等の安全な輸送を行うのが「運輸警備」(貴重品運搬警備、警備輸送、警送業務等ともいう)です。

また、リサイクル(硬貨・紙幣循環)型入出金機を設置、売上金、釣銭資金管理の効率化を図るなどの業務、また店舗等の売上金の回収・精査業務、釣銭の配送の他、ATM(現金自動預け払い機)やCD(現金自動支払機)への現金の補填業務なども行なっています。



< 運輸警備 >

警備業法で定められた教育

警備の現場で任務を遂行するのが、当社で警務職と呼ばれる職種、“警備員”です。

迅速な行動と的確な判断が求められる警備員は、警備業法により定められた教育を受けなければなりません。警備業法は、警備業者や警備員の資格や社員教育、業務についての条件を定めた法律で昭和47年に施行され、以後何回か改訂が行なわれています。

警備業法で定められた警備業に従事する者に対する取り決め事項 例えば、不適格者・欠格事由に該当する者を従事させてはならないことなどを遵守する必要があります。それだけでなく、警備業法には、警備員になるために関係法令に関する知識、警備業務の基本原則、事故発生時の応急処置、初期消火、護身の方法などについて、法に基づく教育を受ける必要がある旨が定められています。

このように、警備会社は新入社員を警備業務に従事させる前には、警備業務に関する新任教育を徹底して行わなければなりません。

こうした新任教育にはじまり、さらに各警備現場での教育・研修を受けた後、プロの警備員としての仕事が始まるのです。



[新任教育の実施風景]

セントラル警備保障が目指すもの

セントラル警備保障は、人間的温かみのあるセキュリティ“Humanized Security”を基本姿勢とし、個々のお客様に最適な警備サービスを提供しています。そして質の高い警備サービスの提供と、セキュリティに付帯した新規関連領域への事業進出を目指しています。

これを実現するための、当社社員としての使命と役割を果たせる、自ら考え行動する自律的な人材、温かい心と冷静な頭脳、そして意欲的な人材を求めています。

セントラル警備保障では、毎日の生活を安全・安心にお過ごし頂くため、これからも人材教育に力を入れて参ります。

会社概要

商 号 : セントラル警備保障株式会社
本 社 : 〒163-0831 新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル
代 表 : 代表取締役執行役員社長 鎌田伸一郎
創 業 : 1966年3月10日
資 本 金 : 29億2,400万円
株 式 : 東証第一部上場
事 業 内 容 : 1. 常駐警備 2. 機械警備 3. 輸送警備 4. 機器販売及び工事 5. 情報サービス
U R L : <http://www.we-are-csp.co.jp/>

【本件に関するお問い合わせ先】

セントラル警備保障株式会社

管理本部 経営企画部 広報宣伝・IR室

TEL:03-3344-8747 FAX:03-3345-2418 電子メール: editor@we-are-csp.co.jp